

危険ブロック塀等の撤去費用に対する補助制度

《 補助制度の概要 》

岩国市では、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害を未然に防止するため、通学路等に面した危険ブロック塀等の撤去費用の一部の補助制度を実施しています。

① 補助の対象 (以下の全ての要件に該当する事)

- 道路面からの高さが60cmを超え、『塀の点検表』にて不適合の項目がある塀
詳しくは、『補強コンクリートブロック造の塀の点検表』、『解説』を参照の事
- 緊急輸送道路、通学路等の道路に面している事
補助対象道路事前確認相談書にて、事前に道路の確認要 (FAX等での相談可)
- 個人が所有するものである事 (法人所有は対象外)
- 公共事業等による補償の対象となっていない事

② 補助対象者 (以下の全ての要件に該当する事)

- 対象工作物の所有者又はその相続人
- 岩国市の市税を滞納していない人
- 暴力団や暴力団員と密接な関係にない人

③ 補助対象工事 (以下の全ての要件に該当する事)

- ブロック塀等の撤去を単独で行う工事である事 (建物解体等の一部工事は対象外)
- 対象の塀を全て撤去する事 (一部除却等は対象外)
- 補助金交付決定前まで着手をしない事 (契約締結後も対象外)
- 他の補助制度の補助金などを受けない事
- 令和3年1月末までに完了する事

④ 補助金・受付期間

- 補助金額 : 補助対象経費 (税抜) の3分の2以内 (上限15万円)
補助対象経費の算定に関しては、事業実施計画書 (様式第2-5号) を参照の事。
- 受付期間 : 令和2年5月18日 ~ 令和2年12月4日
受付期間内であっても、募集予定数に達した場合には受付を終了します。

⑤ その他

- 同一の補助対象者への補助金の交付は、1会計年度に1回限りです。

⑥ 受付・問合せ先

岩国市都市開発部 建築住宅課 住宅政策班 (岩国市役所5階)
TEL 0827-29-5138 / FAX 0827-24-4208